

平成27年度分 事務事業評価事業一覧

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
12049	VI	①	①	総務企画部	少子・人口対策事業	・少子化対策及び定住化促進のための企画及び総合調整を通して、人口の増加を図る。 ・子どもの権利の推進。	・空き家紹介事業 ・子どもの権利の推進 ・結婚支援(“いきいき岩手”結婚サポートセンター負担金(H27～))	政策	無	2850	B	本事業による移住者数が減少しており、事業の再構築が必要である。	B2	定住・移住対策については、これまでの枠に囚われない、抜本的な対策を早急に検討する必要がある。
21032	VI	①	①	財務部	住宅対策費	利子補給・・・本市への定住促進を図る。 媒介手数料・・・住宅用市有分譲地の販売を促進する。	利子補給・・・金融機関への支払利子の一部を5年間補助。新規受付は終了しており、既に交付決定した者への給付のみ継続中。給付は29年度で終了する予定。 媒介手数料・・・市有住宅用分譲地の販売を仲介した宅建業者へ宅建業法に定める料率で手数料を支払う。	政策	無	1999	B	利子補給制度は、その給付期間満了まで実施するもの。媒介手数料は、分譲宅地の販売促進のために有効な手段である。	B1	必要な事業と認めるが、更なる販売促進に向けた検討を進める必要がある。
73001	VI	①	①	都市整備部	公営住宅管理事業(経常)	住宅困窮者の居住の安定を図り国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する	公営住宅等を適切に維持管理し、住宅困窮者に賃貸する	経常	無	40062	B	住宅困窮者に対するセーフティネットの確保のために必要な事業である。指定管理者制度の導入等により、より効果的・効率的な事業となる。	B1	住民サービスの向上とコスト削減に寄与するため、指定管理者制度の導入は適当と認める。
73002	VI	①	①	都市整備部	建築指導事務経費	適正な住環境を維持又は促進するための建築に係る公正な行政サービスの提供	・建築物等の建築に係る確認審査及び完了検査事務 ・道路の位置の指定に係る審査及び指定・告示事務 ・指定道路図の整備に係る道路の調査及び判定、並びに指定事務 ・その他建基法関連規定に係る県当局依頼による調査及び報告並びに指導事務	経常	無	6990	A	安全で快適なまちづくりのため、関係法令に基づく適正な建築行政が必要である。	A2	必要な事業と認める。
73004	VI	①	①	都市整備部	住宅改善事業	市民の居住環境の整備並びに市内の住宅関連産業及び商業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、施工業者による住宅リフォームを行う市民に対して、リフォームに要する費用を助成することにより、豊かで活力のあるまちづくりに資することを目的とする。東日本大震災に係る震災リフォームは平成25年度をもって3カ年間の事業を終了した。	市内施工業者による住宅リフォームを行った場合、工事区分に応じた(①機能維持工事:工事費の1/20で上限5万円②機能向上工事:工事費の1/10で上限10万円)、市内で利用できる商品券(江刺、前沢、胆沢、岩手ふるさと農協)による助成を実施する。	政策	無	5677	B	市民の快適な住環境の整備及び住宅関連産業の活性化に一定の効果があったと考えられるため、助成水準等の見直しが必要である。	B2	事業の目的を明確にし、目的に対する成果を検証しながら、廃止も含めた検討をする必要がある。
73005	VI	①	①	都市整備部	耐震化支援事業	震災に強いまちづくりを推進すること	昭和56年5月31日以前の基準に基づいて建築した木造住宅の耐震診断を行い、倒壊の有無を判定判定により、基準値に満たない木造住宅について、改修の経費の一部に補助金交付	政策	無	4912	B	震災に備え現状を把握し耐震化を促すために必要な事業であるが、このことを一層周知することが必要である。	C1	当面必要な事業と認めるが、事業の成果を検証し、廃止も含め検討をする必要がある。
73006	VI	①	①	都市整備部	公営住宅管理事業(政策)	適切な維持管理、改善工事等による良質な市営住宅の供給	市営住宅の改善工事(大規模修繕又はストック改善工事等の交付金を充当する工事)等	政策	無	21361	A	安全で快適な住まいの提供及び施設の長寿命化を図るため、総合計画実施計画及び市営住宅保全計画に基づく計画的な事業実施が必要である。	A2	必要な事業と認めるが、市営住宅保全計画に基づいた計画的な事業実施が必要である。
73007	VI	①	①	都市整備部	公営住宅整備事業	老朽化した市営住宅の建替え、東日本大震災の被災者及び雇用促進住宅廃止にかかる受け皿を整備するため、市営住宅を建設する	市営住宅の建替え又は新規建設を行う	政策	無	217606	A	計画に基づいた事業が実施されている。	B1	必要な事業と認めるが、住宅マスタープランに基づいた計画的な整備を行う必要がある。
73008	VI	①	①	都市整備部	生活再建住宅支援事業	東日本大震災で被災した住宅又は宅地の復旧工事費及び復興住宅新築(購入)費用の一部を補助し若しくは借入に対する利子補給を行い、被災者の生活再建を支援する。	○被災住宅の補修・改修、被災宅地の復旧(1/2補助、H30まで)・・・補修、改修(耐震化、バリアフリー化、県産材使用)に上限20万円から上限60万円、宅地復旧に上限200万円補助。○新築、購入(H30まで)・・・バリアフリー対応に上限90万円、県産材使用に上限40万円を補助。○利子補給(H30まで)・・・住宅の補修・改修、新築:当初5年間の利子を毎年補給、既往債務:5年間分の利子相当額を一括補助 ※10/10県補助(宅地復旧は都	政策	無	32529	A	時限的交付により、被災者の住宅再建に効果を上げている事業であり、必要と判断する。	A2	被災者の住宅再建は急務であり、事業の周知も含めて手続きの支援に一層努める必要がある。
81001	VI	①	②	水道部	簡易水道事業特別会計への繰出	清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。	水道水の安定供給	経常	無	556710	A	水道は重要なライフラインであり、安定供給は市民生活に不可欠である。	A2	必要な事業と認める。
81002	VI	①	②	水道部	水道事業会計への繰出	清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。	水道水の安定供給	経常	無	411472	A	水道は重要なライフラインであり、安定供給は市民生活に不可欠である。	A2	必要な事業と認める。
81003	VI	①	②	水道部	奥州市遠距離給水工事費補助金	水道の普及を促進し、生活環境の向上を図るため	遠距離の給水工事申込者が行う遠距離給水工事に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する	政策	無	506	A	配水管から宅内までの距離が長く工事施工が困難な住民にとって評価できるが、条件により限定されるので検討が必要と思われる。	B1	水道普及に不可欠な事業であるかどうか、実績に合わせ、検討する必要がある。
T81001	VI	①	②	水道部	老朽管更新事業	老朽管を布設替し、漏水事故対策、有収率の向上を図る。	全体事業費 872,980千円 事業期間 平成18年度～	経常	無	49145	A	順調に推移している。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T81002	VI	①	②	水道部	管路布設替事業(江刺区)	道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事	道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事 ※事業の内容は、各年度ごとに変動するため総事業量は未定	経常	無	24164	A	他の事業の展開に伴うものである。	A2	必要な事業と認める。
T81003	VI	①	②	水道部	創設事業	奥州金ヶ崎行政事務組合から受水により未普及地域の解消を図るとともに水道水の長期的な安定供給を図る。	胆江圏域広域的水道整備計画の区域内にあり、特定広域化事業(胆江広域水道用水供給事業)より用水供給されるものである。また、上水道、簡易水道を統合し経営の合理化を推進する。 配水管布設、配水池整備等	政策	無	574472	A	用水供給事業により、安心できる水質と安定的な供給が可能となる。	A2	必要な事業と認めるが、計画的に整備していく必要がある。
T81006	VI	①	②	水道部	上水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	100898	A	計画的な事業展開により重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81007	VI	①	②	水道部	水道施設補修・改修事業(建築物)	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、基幹となる水道施設の計画的な補修・改修を行う。	取水施設補修・改修 1式 浄水施設補修・改修 1式 配水施設補修・改修 1式	政策	無	55411	A	計画的な事業推進により重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られこととなり、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81009	VI	①	②	水道部	簡易水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	18571	A	計画的に事業を展開することにより重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81010	VI	①	②	水道部	簡易水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	16204	A	計画的に事業を展開することにより重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81011	VI	①	②	水道部	簡易水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	22696	A	計画的に事業を展開することにより重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81012	VI	①	②	水道部	簡易水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	4181	A	計画的に事業を展開することにより重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81013	VI	①	②	水道部	簡易水道設備修繕・改良・更新事業	安全・安心な水道水の安定供給を図るため、機械設備・電気計装設備・動力設備の計画的な修繕、改良及び更新を行う。	機械設備修繕・改良・更新 1式 電気計装設備修繕・改良・更新 1式 動力設備修繕・改良・更新 1式	政策	無	10900	A	計画的に事業を展開することにより重大事故が未然に防がれ、安全・安心な水道水の安定供給が図られており、事業効果は大である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81014	VI	①	②	水道部	鉛給水管布設替事業(上水)	水道水質改善対策事業	鉛給水管を鉛溶出のないポリエチレン管に布設替するものである。	政策	無	11049	A	順調に推移している。	A2	安全な水道水の供給のために必要な事業と認めるが、計画的に整備していく必要がある。
T81016	VI	①	②	水道部	江刺区鉛給水管布設替事業(簡水)	水道水質改善対策事業	鉛給水管を鉛溶出のないポリエチレン管に布設替するものである。	政策	無	1290	A	順調に推移している。	A2	安全な水道水の供給のために必要な事業と認めるが、計画的に整備していく必要がある。
T81017	VI	①	②	水道部	胆沢区鉛給水管布設替事業(簡水)	水道水質改善対策事業	鉛給水管を鉛溶出のないポリエチレン管に布設替するものである。	政策	無	6963	A	順調に推移している。	A2	安全な水道水の供給のために必要な事業と認めるが、計画的に整備していく必要がある。
T81018	VI	①	②	水道部	上水漏水調査事業	漏水調査により漏水箇所の早期発見、修繕により有収率の向上を図る	上水区域である水沢区、江刺区、前沢区の定期的な漏水調査を実施し有収率の向上を図る。	政策	無	18773	A	順調に推移している。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に調査していく必要がある。
T81019	VI	①	②	水道部	簡水漏水調査事業	漏水調査により漏水箇所の早期発見、修繕により有収率の向上を図る	簡水区域である市内の定期的な漏水調査を実施し有収率の向上を図る。	政策	無	12420	A	順調に推移している。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に調査していく必要がある。
T81021	VI	①	②	水道部	管路布設替事業(胆沢区)【211配水管移設事業を名称変更】	胆沢ダム建設、県営ほ場整備、道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事	道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事。 ※事業の内容は、各年度ごとに変動するため総事業量は未定	経常	無	25413	A	円滑な事業推進を図るため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業と認める。
T81024	VI	①	②	水道部	老朽管更新事業(衣川区)	老朽管及び漏水多発路線の布設替を行い漏水事故対策、有収率の向上を図る。	老朽管残延長(経年管) 約52.5km ※経年管:強度が低く破損や腐食による漏水のおそれや濁り水の原因となる 老朽化した管	経常	無	13230	A	施設整備による水の安定供給ができ、また、布設替の促進により自然災害等に強い施設となることから、いっそうの漏水量の低減が図られ	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81025	VI	①	②	水道部	管路布設替事業(水沢区)	道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事	道路改良工事等、他事業により移設が必要となる配水管の工事。 ※事業の内容は、各年度ごとに変動するため総事業量は未定	経常	無	47495	A	円滑な事業推進を図るため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T81028	VI	①	②	水道部	石綿セメント管更新事業	老朽管(石綿セメント管)を布設替し、漏水事故対策、有収率の向上を図る。	石綿セメント管残延長 L=22,790m(総延長98,914m)	経常	無	154708	A	配水管布設替の促進により自然災害等に強い施設となることから、いっそうの安定給水の向上と漏水量の低減が図られる。	A2	安全な水道水の供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81029	VI	①	②	水道部	老朽管更新事業(上水)	老朽管を布設替し、漏水事故対策、有収率の向上を図る。	老朽管残延長(経年管) 約217.9km(江刺区含む) ※経年管:強度が低く破損や腐食による漏水のおそれや濁り水の原因となる 老朽化した管	経常	無	149824	A	配水管布設替の促進により自然災害等に強い施設となることから、いっそうの安定給水の向上と漏水量の低減が図られる。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81030	VI	①	②	水道部	管路布設替事業(上水)	公共事業等により配水管路の布設替(移設)事業	道路改良・ほ場整備・公共下水道等、他事業により移設が必要となる布設替工事 ※事業の内容は、各年度ごとに変動するため総事業量は未定	経常	無	20387	A	円滑な事業推進を図るため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業と認める。
T81032	VI	①	②	水道部	上水道水圧適正化事業	水道法および江刺区水道事業基本計画に基づく整備更新を実施し、適正な配水水圧を保持することで漏水事故対策、有収率の向上を図る。	減圧弁・増圧ポンプ等の整備更新	経常	無	4590	A	水圧が適正でないと、ボイラーなどの設備の故障原因となること(賠償問題となる。)や、また水道管の破損の誘因となっていることを助産すると必要不可欠な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81033	VI	①	②	水道部	簡易水道水圧適正化事業	水道法および江刺区水道事業基本計画に基づく整備更新を実施し、適正な配水水圧を保持することで漏水事故対策、有収率の向上を図る。	減圧弁・増圧ポンプ等の整備更新 事業費 50,000千円 H24～H33 10ヵ年	経常	無	1620	A	水圧が適正でないと、ボイラーなどの設備の故障原因となること(賠償問題となる。)や、また水道管の破損の誘因となっていることを助産すると必要不可欠な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81034	VI	①	②	水道部	分限城地区整備事業	江刺区分限城地区統合基本整備計画に基づく整備更新を実施し漏水事故対策、老朽対策、維持管理対策、有収率の向上を図る。	分限城配水池・深沢配水池・湯坪配水池・分限城ポンプ場・深沢ポンプ場・送水管・配水管を統一した整備更新 事業費349,055千円、期間H22～H29、8ヵ年	経常	無	29866	A	施設整備により水の安定供給ができ、また布設替えによる漏水などが少なくなる。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81035	VI	①	②	水道部	管路情報システム更新事業	配水管、給水管の台帳整備、保守管理、及び漏水修繕の早期対応。	システム端末の整備。配水管、給水管の台帳整備更新及び保守管理。	政策	無	5591	A	順調に推移している。	A2	必要な事業と認めるが、迅速な対応が必要である。
T81036	VI	①	②	水道部	管路情報システム更新事業	配水管、給水管の台帳整備、保守管理、及び漏水修繕の早期対応。	システム端末の整備。配水管、給水管の台帳整備更新及び保守管理。	政策	無	839	A	順調に推移している。	A2	必要な事業と認めるが、迅速な対応が必要である。
T81039	VI	①	②	水道部	水道施設整備事業(胆沢区) 【221配水管移設事業を名称変更】	胆沢ダム建設による水道施設移転に伴う浄水施設の整備。 また、胆江広域水道から石淵簡易水道区域へ排水するための施設整備。	H25 浄配水池詳細設計業務委託 H26 用地買収 H27 浄配水池建設・施工監理業務委託	経常	無	140944	A	施設整備により奥州市としての簡易水道会計のコスト縮減となり、また、水の安定供給ができる。	A2	必要な事業と認める。
T81040	VI	①	②	水道部	水道施設整備事業(衣川区)	奥州金ヶ崎行政事務組合からの受水により水道水の長期定期的な安定供給を図る。	H25 配水管・配水池詳細設計業務委託 H26 ポンプ設置工事・用地買収 H27～28 配水管布設工事 H29 送水ポンプ場建設・施工監理業務委託 H30 配水池建設・施工監理業務委託	経常	無	19995	A	施設整備により奥州市としての簡易水道会計のコスト縮減となり、また、水の安定供給ができる。	A2	必要な事業と認める。
T81043	VI	①	②	水道部	水圧適正化事業(水沢区)	水道法に基づき、高水圧区域において適正な配水水圧を保つことにより漏水事故を防止するための減圧弁設置。 また、給水戸数の増加等により低水圧区域を安定させるための配水管更新等を実施して給水能力の向上を図る。	減圧弁・増圧ポンプ等の整備更新	経常	無	1181	A	適正な水圧を確保し、安定給水するため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81044	VI	①	②	水道部	水圧適正化事業(前沢区)	水道法に基づき、高水圧区域において適正な配水水圧を保つことにより漏水事故を防止するための減圧弁設置。 また、給水戸数の増加等により低水圧区域を安定させるための配水管更新等を実施して給水能力の向上を図る。	減圧弁・増圧ポンプ等の整備更新	経常	無	27511	A	適正な水圧を確保し、安定給水するため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81045	VI	①	②	水道部	水圧適正化事業(衣川区)	水道法に基づき、高水圧区域において適正な配水水圧を保つことにより漏水事故を防止するための減圧弁設置。 また、給水戸数の増加等により低水圧区域を安定させるための配水管更新等を実施して給水能力の向上を図る。	減圧弁・増圧ポンプ等の整備更新	経常	無	24560	A	適正な水圧を確保し、安定給水するため必要な事業である。	A2	水道水の安定供給のために必要な事業であり、計画的に整備していく必要がある。
T81047	VI	①	②	水道部	配水管洗浄事業	前沢区内の配水管路内に堆積しているマンガン除去を目的とした水質対策。	配水管を高圧洗浄する 全体作業延長約130km、前沢区内を48ブロックに分け、年間16ブロックを洗浄予定。 洗浄区域内の排泥管、止水栓等の洗浄に必要な施設整備。	経常	無	26420	A	配水管内のマンガンを除去するために有効な工法である。 (工事費30,240千円繰越)	A2	必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T81048	VI	①	②	水道部	遊休施設取壊事業	簡易水道事業において、水道施設を整備してきたが、代替施設ができたことにより廃止又は休止となった施設が多数ある。これらの施設の中には管理されず、放置されてきたものもあり、危険な状況となっている。ついで、危険な施設から順次取り壊しを行い、施設設置を避け、危険施設をなくすため実施する。	今後使用しない、廃止又は休止している施設で危険度の高いものから順次取り壊しを行う。	政策	無	10975	B	概ね計画通り進捗している。	B1	危険度の高い施設から、順次計画的に取り壊しを行う必要がある。
71011	VI	①	③	都市整備部	用悪水路改修事業(経常)	市街地内にある用悪水路の適切な管理	改良区管理外の市街地内にある水路の維持補修を行うもの	経常	無	526	A	住民要望に対応しながら迅速に対応している	A2	必要な事業と認める。
71042	VI	①	③	都市整備部	用悪水路改修事業(政策)	市街地内にある用悪水路を改修し良好な排水路を整備するもの	改良区管理外の市街地内にある水路の改修を行うもの。	政策	無	1360	A	住民要望を受けながら迅速に対応している	B1	必要な事業と認めるが、計画的に改修を行う必要がある。
74001	VI	①	③	都市整備部	雑排水処理施設管理運営事業	水沢区の小違堰の水質障害対策施設の清掃管理と東高山団地、羽田地区、姉体林前地区の沈殿槽清掃管理をおこなうことを主な目的としている	水沢区字前田袋地内から水沢区佐倉河石橋地内までの延長3.32kmに設置された小違堰水質障害対策施設、東高山団地、羽田地区、姉体林前地区の沈殿槽の清掃業務、及び沈殿物の廃棄処分業務、及び維持管理業務	経常	無	6496	A	地域の水質保全のために沈殿槽の清掃は評価できる。	B2	公共下水道の接続に応じて廃止する必要があると考える。
74002	VI	①	③	都市整備部	下水道事業償還基金積立事業	下水道事業債を償還するための基金造成	下水道事業償還基金補助金(該当事業費の3%又は2.5%以内)及び未償還利子を基金として積み立てるもの。	政策	無	238	A	各年度の積立金を適切に管理されている。	A2	必要な事業と認める。
74003	VI	①	③	都市整備部	浄化槽市町村整備推進事業償還基金積立事業	公共用水域水質保全を目的とした浄化槽市町村整備推進事業推進のため。	事業債を償還するための基金造成。下水道事業償還基金補助金(浄化槽市町村整備推進事業で整備した事業費の8.5/60以内)及び未償還利子を基金として積み立てるもの。	政策	無	14297	A	各年度の積立金を適切に管理されている。	A2	必要な事業と認める。
74004	VI	①	③	都市整備部	汚水処理施設維持管理事業	住宅団地のし尿や生活排水等の汚物の衛生処理を目的とし、公共用水域の水質を保全するため、真城が丘、鶴田住宅団地、蓬平住宅団地汚水処理施設の維持管理を行う。	真城が丘、鶴田住宅団地、蓬平住宅団地汚水処理施設の維持管理(保守管理、修繕等の管理運営)	経常	無	6930	A	施設の維持管理が適正に行われており、生活環境の保全に寄与している。	A2	必要な事業と認めるが、計画的に整備していく必要がある。
74005	VI	①	③	都市整備部	農業集落排水事業償還基金積立事業	下水道事業債の元利償還に充てるための減債基金に積み立てる。	下水道事業償還基金補助金(該当事業費の10%以内)及び未償還利子を基金として積み立てるもの。	政策	無	7999	A	各年度の積立金を適切に管理されている。	A2	必要な事業と認める。
74006	VI	①	③	都市整備部	下水道事業特別会計繰出金	下水道事業経費への不足額の補填をする。	下水道事業経費への不足額の補填をする。	経常	無	1051900	A	一般会計の適切な繰入により、運営管理できている。	B1	必要な事業と認めるが、公営企業会計移行に伴い、受益者負担の考え方に基づく利用料金等の適正化について検討する必要がある。
74007	VI	①	③	都市整備部	浄化槽事業特別会計繰出金	浄化槽事業経費への不足額の補填をする。	浄化槽事業経費への不足額の補填をする。	経常	無	84000	A	一般会計の適切な繰入により、運営管理できている。	B1	受益者負担の考え方に基づく利用料金等の適正化について検討する必要がある。
74008	VI	①	③	都市整備部	農業集落排水事業特別会計繰出金	農業集落排水事業経費への不足額の補填をする。	農業集落排水事業経費への不足額の補填をする。	経常	無	744000	A	一般会計の適切な繰入により、運営管理できている。	B1	必要な事業と認めるが、公営企業会計移行に伴い、受益者負担の考え方に基づく利用料金等の適正化について検討する必要がある。
74009	VI	①	③	都市整備部	浄化槽設置整備事業(個人設置補助)	公共用水域水質保全のため個人設置浄化槽を設置し汚水処理を行うもの。	公共下水道の整備予定の定まっていない区域内の個人設置浄化槽に対し補助金を交付するもの。	政策	無	8604	A	公共用水域水質保全のために浄化槽の設置は評価できる。補助金について市の嵩上げ補助金の廃止を	B2	必要な事業と認める。
T74001	VI	①	③	都市整備部	公共下水道事業(補助)	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などを処理場できれいに処理してから流すため、川や海などの水	公共下水道計画区域(水沢区1,788ha)の公共下水道の整備	経常	無	162307	A	面整備の実施により、生活環境の改善区域が拡大し、普及率が向上しており評価できる。	A2	必要な事業と認めるが、今後とも計画的な整備を行い、普及率を向上させていく必要がある。
T74006	VI	①	③	都市整備部	公共下水道事業(起債)	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などが処理場できれいに処理してから流すため川や海などの水環	公共下水道計画区域の公共下水道の整備区域の公共下水道の整備	経常	無	11772	A	面整備の実施により、生活環境の改善区域が拡大し、普及率が向上しており評価できる。	A2	必要な事業と認めるが、今後とも効率的な整備を行い、普及率を向上させていく必要がある。
T74007	VI	①	③	都市整備部	流域下水道整備負担事業	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などを処理場できれいに処理してから流すため、川や海などの水	北上川上流流域下水道事業(胆江処理区)は奥州市、金ヶ崎にまたがる下水道整備で、幹線管渠や終末処理場等の基幹施設を岩手県が整備し、これに要する費用の一部を負担金として支出するものである	経常	無	79224	A	流域下水道の整備により、市が実施している公共下水道の整備促進のために必要不可欠である。	A2	必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T74008	VI	①	③	都市整備部	前沢下水浄化センター長寿命化事業	日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した「長寿命化対策」を含めた計画的な改築を推進するため	前沢下水浄化センター長寿命化計画の対象とした各設備の長寿命化対策	経常	無	2916	A	長寿命化計画に基づき整備を実施している。	A2	施設の長寿命化は、管理コストの削減に資するものであり、計画的に整備を行う必要がある。
T74009	VI	①	③	都市整備部	前沢下水浄化センター維持運転管理事業	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などを処理場できれいに処理してから流すため、川や海などの水	前沢下水浄化センターの適正な維持運転管理を行う	経常	無	38927	A	施設の適正な管理を行っている。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
T74010	VI	①	③	都市整備部	下水道施設維持管理事業(公共)	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などが処理場できれいに処理してから流すため、川や海などの水	公共下水道施設(管路、マンホールポンプ等)の適正な維持管理を行うための事業であり施設の清掃・点検・修繕、台帳の整備・管理など広範囲での施設管理を行う。	経常	無	28614	A	施設の適正な管理を行っている。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
T74011	VI	①	③	都市整備部	下水道施設維持管理事業(特環)	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などを処理場できれいに処理してから流すため川や海などの水環	公共下水道施設(管路、マンホールポンプ等)の適正な維持管理を行うための事業であり施設の清掃・点検・修繕、台帳の整備・管理など広範囲での施設管理を行う。	経常	無	9547	A	施設の適正な管理を行っている。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
T74012	VI	①	③	都市整備部	流域下水道維持管理負担事業	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、街並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排出される汚水などを処理場できれいに処理してから流すため、川や海などの水	北上川上流流域下水道事業(胆江処理区)は奥州市、金ヶ崎にまたがる下水道事業で、幹線管渠や終末処理場等の基幹施設を岩手県が維持管理し、これに要する費用の一部を負担金として支出するものである	経常	無	501204	A	水沢浄化センターへの流入水量の負担であり、適正である。	A2	必要な事業と認める。
T74013	VI	①	③	都市整備部	都市下水路維持管理事業	市街地の雨水を排除し、すみやかに河川などに排水する施設であり、市街地の浸水の解消を図ることを目的としている	水沢区、江刺区の市街地の一部に整備されており、その施設を維持管理対象としている。江刺区のポンプ場、水沢区の管路清掃を主としているが、両区の水路の土砂堆積物を、年間1km、10年をかけ	経常	無	2972	A	施設の適正な管理を行っている。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
T74014	VI	①	③	都市整備部	農業集落排水施設維持管理事業	農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全及び、農業用排水施設の機能を維持し、併せて公共用水域の水質を保全するため、30処理施設の維持管理を行う。	31の農業集落排水施設の維持管理(保守管理、修繕等の管理運営)	経常	無	195838	A	施設の維持管理が適正に行われており、生活環境の保全に寄与している。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
T74017	VI	①	③	都市整備部	農業集落排水事業(機能強化)	農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化による汚水処理施設や管路施設等の増改築や老朽化した施設の機能回復を図るた	市内農業集落排水施設の機能更新(H30までの内容:発電機設置、通報装置強化、機器更新)	経常	無	78249	A	真空弁コントローラーの更新により、維持管理の効率性を高められたので機能強化について評価できる。	A2	必要な事業と認める。
T74019	VI	①	③	都市整備部	市営浄化槽維持管理事業	公共用水域水質保全のため浄化槽の設置を推進しており、設置後の市営浄化槽について維持管理を行うもの。	市営浄化槽の維持管理を行う。(修繕、保守点検、清掃、法定検査受検等)	経常	無	158361	A	現状での市営浄化槽の維持管理は評価できる。	A2	必要な事業と認めるものの、管理体制の検討を行いより一層経費削減に務める必要がある。
T74025	VI	①	③	都市整備部	公共下水道事業(起債)	公共下水道の整備により生活排水等による蚊やハエの発生を防止、流行性の病気を予防することができ、町並み住環境が大きく改善する。清潔で快適な水洗トイレの使用により衛生的な住環境が作り出される。また、家庭や工場から排水される汚水などがきれいに処理してから流すため川や海などの水環境の保全	公共下水道計画区域(水沢区1,788ha江刺区956ha前沢区281ha)の公共下水道の整備	経常	無	216136	A	面整備の実施により、生活環境の改善区域が拡大し、普及率が向上しており評価できる。	A2	必要な事業と認めるが、今後とも計画的な整備を行い、普及率を向上させていく必要がある。
T74026	VI	①	③	都市整備部	浄化槽市町村整備推進事業	市営浄化槽を設置して汚水処理を行い公共用水域の水質保全を図るもの。	市営浄化槽の設置を行うもの。水沢区においてはH26までPFI事業を導入し、事業者が市営浄化槽の設置、維持管理を実施していたが、H27より維持管理のみ実施する。(維持管理→修繕、保守点検、清掃、法定検査受検等)	経常	無	98092	B	集合処理区域外の公共用水域の水質保全を浄化槽事業で対応していく必要性は効果大きい、市で行う維持管理について検討する必要がある。	B1	必要な事業と認めるが、下水道計画との整合性を図り、普及率を向上させていく必要がある。また、管理体制の検討を行い、より一層経費削減に務める必要がある。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
T74027	VI	①	③	都市整備部	公共下水道事業(公営企業会計移行)	地方公営企業の適用拡大により、人口3万人以上の団体は公共下水道について、平成32年4月までに公営企業会計への移行。	地方公営企業の法適用にあたり、決算書、工事台帳、下水道台帳等の資料整理を行い、資産台帳の作成と必要な事務手続や作業を円滑に進めるため、移行後の組織体制、職員研修をはじめ、必要に応じ条例等を改正する。	政策	無	5389	A	計画とおり実施されている。	A2	必要な事業と認めるものの、より一層経費削減に務める必要がある。
11001	VI	①	④	総務企画部	江刺光ネット管理運営事業	江刺区の地上デジタル放送の難視聴地域とブロードバンドのデジタルデバイド地域を解消するために整備した光ファイバネットワークを維持するための運営経費	光ファイバネットワークの保守管理委託、電柱共架料、移転業務委託料、電気料、土地借上げ料等	経常	無	46563	A	当面は現状のまま実施することが妥当であるが、将来的には譲渡も想定した民営の方法を探る必要がある	A2	江刺区における難視聴対策のための必要な事業と認めるが、維持管理の手法については検討する必要がある。
11002	VI	①	④	総務企画部	光ネット整備事業	江刺区の難視聴地域とブロードバンドのデジタルデバイドを解消するために整備した光ファイバネットワークを維持する設備の購入及び更新	平成26年度から光ファイバの伝送方式を、代替機器がない現行のE-PONから、GE-PON(DHCP方式)に更新する。(3か年で更新) GE-PONへの更新により、トラブル時の保守対応、機器の更新が可能になり、安定的なサービスの継続が可能になる。	政策	有	28944	A	当面は現状のまま実施することが妥当であるが、将来的には譲渡も想定した民営の方法を探る必要がある	A2	必要な事業と認めるが、更新にあたっては、将来的な通信の動向を踏まえながら、安定して運用できるシステムを構築する必要がある。
11021	VI	①	④	総務企画部	衣川光ネット管理運営事業	衣川区のブロードバンドのデジタルデバイド地域を解消するために整備した光ファイバネットワークを維持するための運営経費	光ファイバネットワークの保守管理委託、電柱共架料、移転業務委託料、土地借上げ料等	経常	無	4213	A	衣川区の情報格差の解消に寄与している	A2	衣川区における情報格差対策のための必要な事業と認めるが、維持管理の手法については検討する必要がある。
71019	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)社会資本整備総合交付金事業(水沢)	住民の生活環境の向上を図るため、市道の改良整備を行う。	市道北下巾線道路改良事業/市道田小路齊ノ神線道路改良事業/市道松堂八幡線道路改良事業/市道大鐘中崎線道路改良事業/主要幹線道路舗装改修事業	政策	有	367535	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71020	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)社会資本整備総合交付金事業(江刺)	住民の生活環境の向上を図るため、市道の改良整備を行う。	市道松館線落合橋拡幅事業/市道荒谷線道路改良事業/市道栄町横2号線道路改良事業/市道中島元町線道路改良事業/市道老耳第二線道路改良事業/市道南大通り杉ノ町線道路改良事業	政策	有	50687	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71021	VI	②	①	都市整備部	(新市・外)社会資本整備総合交付金事業(江刺)	住民の生活環境の向上を図るため、市道の改良整備を行う。	市道(江刺区内)の改良舗装等工事	政策	有	128142	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71024	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)社会資本整備総合交付金(胆沢)	住民の生活環境の向上を図るため、市道の改良整備を行う。	市道小山小十文字石行線道路新設改良事業/市道下松原鶴田線道路新設改良事業	政策	有	121099	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71025	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)社会資本整備総合交付金(衣川)	奥州市民の快適で安全安心な暮らしを確保するため、市内の生活に密着した衣川区内の道路の拡幅、補修、橋梁架替等を行う。	市道衣川橋・六道線道路改良事業	政策	有	52778	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71028	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)合併特例道路整備事業(胆沢)	地域間交流を向上させ、新市の一体性の速やかな確立を図るため、交通網の整備を行う。	市道銭倉北峠線道路新設改良事業/市道島袋大袋線歩道整備事業/市道銭倉北峠線道路新設改良事業(第2工区)	政策	有	80109	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71031	VI	②	①	都市整備部	国県道整備市道取付事業	国県道と都市間の円滑な道路交通を確保するために、取付道路用地の取得を行う。	国県道改良事業に伴い、関連する市有地(市道取付道路など)の改良を岩手県が実施し、用地補償関係事務を市にて実施する。なお、これに伴う用地補償費については、岩手県と損失補償契約を締結し、所有権移転終了後に岩手県へ請求する。	政策	無	16048	A	関係機関(国・県)と連携し、道路整備事業が円滑に行われている。	A2	必要な事業と認める。
71032	VI	②	①	都市整備部	簡易舗装事業	ほ場整備区域内における未舗装道路の舗装工事を実施する。	簡易舗装工事	政策	有	16975	A	新市建設計画実施計画に則して進められた。	A2	必要な事業と認める。
71037	VI	②	①	都市整備部	市道谷子沢南前川山線道路舗装事業	当路線は、奥州市胆沢区と一関市を結ぶ観光客誘致等の重要路線であり、胆沢ダム建設関連の周辺整備の一環として整備に資する。	道路舗装工事 L=10,500m アスファルト舗装工87,100㎡ ガードケーブルL=1,200m 全体事業費 420,000千円	政策	有	47970	A	計画どおり事業が実施された	A2	必要な事業と認める。
71039	VI	②	①	都市整備部	(新市・外)古戸大森2号線道路改良事業(衣川)	市道古戸大森2号線は、富沢橋から幅員が減少していることから、葬祭時に松山寺を利用する車のすれ違いが困難であるため、拡幅を	用地取得720㎡、道路改良L=240m、W=6.0m	政策	有	8678	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。
71040	VI	②	①	都市整備部	宅地開発指導要綱路線整備事業	無秩序な宅地開発を防止し、良好な都市環境を整備するもの。	開発事業者及び市が、一定の基準に基づきそれぞれ公共施設や用地等を負担し、均衡と調和のとれた市街地形成を図る。	政策	無	34269	A	無秩序な宅地開発を防止し、官民一体となったまちづくりを進めるうえで、有効な手段であることから、今後も十分な予算を確保し、更なる推進を一部繰越があるものの計画的に事業を進めている	A2	必要な事業と認める。
71044	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)道路新設改良事業(水沢)	住民の生活環境の向上を図るため、地区内生活道路の拡幅及び新設を行う。	市道森2号線道路改良事業・日高小路線舗装改修事業	政策	有	35290	A		A2	必要な事業と認める。
71048	VI	②	①	都市整備部	市道中沢中沢前長根線道路改良事業	衣川区と胆沢区を中心地区を経て水沢区までを結ぶ幹線道路を整備し、新市の一体的かつ均衡ある発展に寄与する。	測量調査設計、用地買収、物件補償 一式 現況幅員4.0m～4.5m 整備延長1,050m W=5.5(7.0)m 全体事業費 136,700千円	政策	有	33147	A	計画的に事業を進めている	A2	必要な事業と認める。
71049	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)辺地対策道路整備事業(衣川)	交通の利便性を向上させ、他地域との格差を解消するため、辺地に係る道路の計画的な整備を行う。	市道長袋線道路改良事業	政策	有	57892	A	交通の利便性を向上させ、生活用道路として計画的に整備されている。	A2	必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
71054	VI	②	①	都市整備部	(総合)社会資本整備総合交付金(緊急合同点検)	平成24年に実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、対策が必要と公表した箇所について、児童等の安全を確保する事業を実施するもの。また、平成25年度以降継続的に通学路の合同点検を実施し、危険箇所の対策を講ずる。 【緊急合同点検:文部科学省・警察庁・国土交通省】	通学路における安全確保のための道路改修等を実施する。	政策	有	118614	A	関係機関等との合同点検により要対策箇所と位置付けられた危険箇所の整備を関係機関及び地域と連携しながら進めており、効果的である。	A2	必要な事業と認める。今後も児童生徒が安全に通学できるよう、万全の対策を講じる必要がある。
71055	VI	②	①	都市整備部	市道上大谷地川北線歩道整備事業	胆沢区統合中学校の平成29年4月開校に合わせ、通学する生徒の安全確保を主眼として歩道を整備するもの。本件の施行により水沢区から胆沢区まで一体的な歩道網が整備されることとなり安全なまちづくりに寄与するもの。	整備延長750m、歩道幅員3.0m(片側)	政策	有	8024	A	一部(工事費)繰越となったものの、概ね計画どおり(2箇年で完了)事業が進捗している	A2	必要な事業と認める。
71067	VI	②	①	都市整備部	(新市・外)畑中橋架替整備事業(江刺)	岩手県施行の一級河川人首川次丸地区河川改修事業による市道中島高間ヶ丘線に架かる畑中橋を架け替える。現況幅員が狭小であるから、幅員を5.0mにするものである。その幅員差を負担する。	橋りょうの拡幅負担金 計画W=5.0m、市の負担幅員W=0.4m、事業費の8%負担(幅員0.4m÷幅員5.0m)	政策	有	1501	A	住民要望を受け迅速に対応している	A2	必要な事業と認める。
71069	VI	②	①	都市整備部	(新市・内)道路改良舗装単独事業(江刺)	住民の生活環境の向上を図るため、市道の改良整備を行う	市道(江刺区内)の改良舗装工事	政策	有	29252	A	計画的に事業を進めることができた	A2	必要な事業と認める。
71070	VI	②	①	都市整備部	大町杉ノ堂線歩行スペース整備事業	大町杉ノ堂線は都市計画道路として位置付けがあり、土地開発公社で道路用地を先行取得した経緯があったが、道路整備の目途が立たないことから、現在は未利用地として現存している。当該路線は、国道4号から常盤地区へ繋がる路線であることから常時交通量が多い。よって、歩行者の安全性の確保並びに土地の有効活用を図るため歩行スペースを設置	歩行スペース設置 L=110m	政策	無	911	A	計画的に事業を進めている	A2	必要な事業と認める。
71075	VI	②	①	都市整備部	(新市・外)市道桜木橋大通り線歩道整備事業(江刺)	江刺区市街地内の歩行者の安全を図るため歩道整備を行う。	国道456号から市道八日市新地野線区間の整備(江刺区大通り～八日市1丁目地内) L=390m 歩道W=2.5m	政策	有	29996	A	計画的に事業を進めることができた	A2	必要な事業と認める。
71076	VI	②	①	都市整備部	(新市・追加)市道北鶴ノ木西田線道路改良整備事業	H28年に開催される岩手国体で利用される奥州市総合体育館へのアクセス道路として整備を行うもの。	L=560m W=12.5(6.0m+片3.5m) (全体計画L=1,200m)	政策	有	23695	A	一部に繰越があるものの計画的に事業が進められている	A2	必要な事業と認めるが、早期の事業効果の発現が重要と考える。
72001	VI	②	①	都市整備部	スマートインターチェンジ設置事業	都市機能の充実を図り、地域固有の特性を活かした経済活動を行うため、スマートインターチェンジの設置に向けた関係機関との勉強会における検討資料作成や地区協議会の運営を目的とする。	スマートインターチェンジ整備に向けた調査、管理・運営についての検討機関である地区協議会の運営及び供用開始後の利用促進方策の実施	政策	無	9	A	スマートIC設置に係る実施計画書を作成し、地区協議会において了承を得、連結許可となり目標を達成できた。	A2	必要な事業と認めるが、利用増進に係る施策の検討が必要と考える。
72002	VI	②	①	都市整備部	スマートインターチェンジ設置事業	都市機能の充実を図り、地域固有の特性を活かした経済活動を行うため、スマートインターチェンジを設置するものである。	スマートインターチェンジへの接続する道路の築造を行うものである。	政策	有	97271	A	計画どおり事業を実施した。	A2	必要な事業と認める。
72020	VI	②	①	都市整備部	久田前田中線整備事業	東西交通の円滑化を図り、水沢区の幹線における良好な交通と混雑の解消を図る。	社会資本整備総合交付金事業 広域連絡道整備 4号～大町 W=14～20m、L=665m	政策	有	620230	A	平成28年度完了に向け、用地補償、橋梁工事及び道路新設工事を実施することが出来た。	A2	必要な事業と認めるが、事業費の圧縮に努力する必要がある。
72022	VI	②	①	都市整備部	秋葉町前田線整備事業(小石田東袖ノ目線)	東西交通の円滑化を図り、水沢区の幹線における良好な交通と混雑の解消を図る。	広域連絡道整備 W=12～16m、L=478m	政策	有	152763	A	歩行者等の安全確保及び東西交通の円滑化を図るための、移転補償及び道路改良補償工事を実施することが出来た。	A2	必要な事業と認めるが、事業費の圧縮に努力する必要がある。
72037	VI	②	①	都市整備部	大町日高西線整備事業(2)	水沢区西部及び胆沢区からJR水沢駅のアクセス向上を図るとともに、地区の歴史的街なみ保存及び小学校の通学路として安全な通行を確保する。	市道大町日高西線線道路改良工事 W=5.2～6.1m L=472m	政策	有	46155	A	道路改良舗装工事、物件移転補償を実施し、事業完了となった。	A2	必要な事業と認める。
21029	VI	②	②	財務部	側溝等整備事業	法務局旧江刺出張所脇に位置指定道路を整備し、将来の同出張所敷地の公売に結び	L=108m、W=4m、電柱移転、測量	政策	有	6784	A	道路整備により将来の敷地利用に結びつけるため、必要である。	A2	必要な事業と認める。
71001	VI	②	②	都市整備部	土木総務費(経常)	事務事業の円滑な運営	土木課及び各地域整備課の事務全般(土地境界査定員関係、事務消耗品、土木積算システム関係、各種団体負担金・会費)	経常	無	9835	A	最小経費で事業を計画的に行っている。	A2	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。
71002	VI	②	②	都市整備部	交通安全施設維持管理事業(経常)	安全で住み良い道路環境を形成する	歩道の整備、交通安全施設の保全などの交通安全対策を実施するもの(白線の引き直し、カーブミラー・ガードレール・警戒標識の修理等)	経常	無	1368	A	迅速に対応することで、交通安全対策が確保された。	A2	必要な事業と認めるが、緊急を要する箇所については、即時対応が必要であると考える。
71003	VI	②	②	都市整備部	道路橋りょう総務費(経常)	事務事業の円滑な運営	施設(トンネル非常用電話保守等)、車両(道路パトロール車含む)等の維持管理	経常	無	15658	A	計画的に事業が行われ、適正な維持管理が行われている。	A2	必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
71004	VI	②	②	都市整備部	道路台帳整備事業	市道の基礎資料の作成	市道の道路台帳を現況に基づき補正する(新設・改良道路、道路側溝の新設・改良等により道路台帳を整備・管理する)	経常	無	42552	A	事業の実施にあわせて適正に行われている。	B1	必要な事業と認めるが、より一層経費削減に努める必要がある。精度や効率化の向上に向けた統一システムの導入については、計画的に行う必要がある。
71005	VI	②	②	都市整備部	道路維持管理事業	安全、安心な道路環境の維持を確保する	市道の路面補修、側溝補修、路肩除草、道路パトロール委託等	経常	無	201158	A	限られた予算の中で計画的に事業が行われている。	A2	必要な事業であり、パトロール業務も含めた計画的な維持管理に努める必要がある。
71006	VI	②	②	都市整備部	道路照明灯維持管理事業	道路照明灯の適切な維持管理	道路照明灯の補修、電気料の支払い	経常	無	45878	A	計画どおり事業を実施し、適切な維持管理・安全環境が確保された。	A2	必要な事業と認められるが、LEDの計画的な導入を進め、維持管理費の削減に努める必要がある。
71007	VI	②	②	都市整備部	街路樹管理業務	市道に植栽している街路樹の適正な管理	定期的な街路樹の管理(剪定等)	経常	無	7304	A	地元と協議しながら不要な街路樹の伐採を行っており、計画的かつ適正に事業が進められている。	B1	必要な事業と認めるが、管理方法の見直しを行う必要がある。
71008	VI	②	②	都市整備部	除雪対策事業(経常)	冬期間の安全円滑な交通の確保	直営及び市内業者に委託し、除排雪、融雪剤の散布等を実施	経常	無	351909	A	必要に応じて迅速に対応している。また、事後評価を実施し、改善を行っている。	A2	必要な事業と認めるが、さらなる手法の改善が必要と考える。
71009	VI	②	②	都市整備部	橋りょう維持管理事業	住民の通行の安全を確保する	橋りょうの修繕等	経常	無	1303	A	要望に基づき予算の範囲内で適正に事業が行われた。	A2	通行の安全を確保するため、長寿命化計画に即した修繕を進めていく必要がある。
71010	VI	②	②	都市整備部	河川管理事業経費(経常)	河川環境の保全及び水害の防止等、河川区域の安全性を確保	国及び県からの受託による堤防除草等、河川浚渫工事	経常	無	49718	A	毎年度計画的に事業が実施され、河川の適正な管理が行われた。	A2	必要な事業と認める。
71012	VI	②	②	都市整備部	土木総務費(政策)	道路行政の円滑化	負担金、補助金の支出。市道上における自動車事故等の賠償 H23～H25は江刺区伊手の傾斜地工事(県営事業)に対する負担	政策	無	9614	B	道路愛護会に対する助成について、区毎に交付基準(算定方法)が異なっており、H29年度予算に計上できるような内容を統一する。	B2	補助金の交付基準の統一が経費削減につながるよう、検討する必要がある。
71013	VI	②	②	都市整備部	交通安全施設整備事業(政策)	安全で住み良い道路環境を形成する	歩道の整備、交通安全施設の施工等、交通安全対策工事を実施するもの	政策	無	17998	A	計画どおりに実施され、利用者の安全が確保された	A2	必要な事業と認められるが、計画的な施設整備に努める必要がある。
71017	VI	②	②	都市整備部	街路灯維持管理事業	町内会等が管理する街路灯電気料金の軽減を図り、市内の街路灯管理方法、料金負担について統一することにより、合併時による不均衡を是正するもの。	地域の環境改善及び夜間における交通事故、犯罪等の防止に寄与している地元管理下の街路灯に対し電気料金の一部を補助するもの。【契約容量40w以下は全額、40wを超える場合は1/2の補	政策	無	9481	A	地域の環境改善及び夜間における交通事故防止、犯罪防止に貢献しており契約容量により地元負担もあるなど、適切に事業が行われている。	B1	必要な事業であるとは認められるが、早期に住民負担の統一を図る必要がある。
71018	VI	②	②	都市整備部	街路樹管理事業	市道の歩道等に設置している街路樹について、現道路構造令に合わない幅員への植栽や交差点の見通しを阻害しているもの、当初計画より大木となる街路樹により道路構造物(舗装や歩車道境界ブロック等)を破損する例が見られ、事故の発生が懸念されることから、安全・安心な交通環境の確保のため、支障となる街路樹及び街路樹を撤去するもの。	安心・安全な交通の妨げになっている街路樹及び街路樹を撤去し、良好な道路交通環境の確保に努める。	政策	無	1607	A	地元と協議しながら不要な街路樹の伐採を行っており、計画的かつ適正に事業が進められている。	A2	必要な事業と認める。
71033	VI	②	②	都市整備部	道路側溝等整備事業	道路側溝等の未整備箇所や改築を要する箇所の整備、または道路幅員が狭い路線において拡幅も兼ねて事業を実施するもの。	道路側溝等整備工事	政策	有	40454	A	新市建設計画実施計画に則し進められた。	A2	必要な事業と認める。
71034	VI	②	②	都市整備部	道路舗装補修事業	舗装路面の劣化している箇所についてオーバーレイ等を実施し、適正な道路交通環境を維持	道路舗装補修工事	政策	有	13086	A	新市建設計画実施計画に則し進められた。	A2	必要な事業と認める。
71043	VI	②	②	都市整備部	道路橋りょう災害復旧事業(単独)	異常な自然現象により生じた災害に対する交通の安全確保と災害査定に向けて速やかに業務を実施するもの	地震や豪雨で発生した災害の被害状況を速やかに把握し災害査定と応急工事を実施し交通の安全を確保するもの	政策	無	25278	A	災害発生後速やかに業務が行われている	A2	必要な事業と認める。
71052	VI	②	②	都市整備部	橋りょう長寿命化修繕事業	従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと政策転換を図り、費用の縮減を図りつつ地域の道路網の安全性・信頼性を確保する	橋梁長寿命化修繕計画に基づき緊急度の高い橋梁から長寿命化及び橋梁の修繕及び架け替えを実施する。	政策	有	311995	A	計画的に事業を進めている	A2	通行の安全を確保するため、長寿命化計画に即した事業展開を進めていく必要がある。
71059	VI	②	②	都市整備部	道路ストック長寿命化事業	今後老朽化が進む道路構造物について、将来の負担を軽減し持続可能な確な維持管理・更新を行うため、地域特性や現況データを収集分析した点検、診断、補修等のサイクルを確立し、これに基づいた確な維持管理を行い、安全で安心した道路環境の確保に努める	今後老朽化が進む道路構造物(橋梁、トンネル、舗装、道路附属物、法面・盛土・擁壁等)について、年次計画で点検・修繕等を実施し戦略的な維持修繕サイクルを確立する。	政策	無	24991	A	今後も点検を実施し安全・安心な道路環境を確保するとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化など戦略的な維持管理・更新等に取り組みこと	A2	必要な事業と認める。なお、早期発見により、利用者被害の防止に努める必要がある。
71068	VI	②	②	都市整備部	胆沢ダム関連道路維持管理事業	胆沢ダム工事に伴う付替え道路の適正な維持管理を図る。	①積雪による防護柵の破損防止(ガードケーブルの弛緩緊張・ガードレールのレール撤去設置 L=4.4km) ②路肩及び長大法面の除草 A=37,000㎡ ③冬期閉鎖ゲートの整備 2ヶ所 ④ガードパイプ等道路施設修繕 一式 ⑤4月末に	経常	無	6484	A	H27.9開通以来、市内外からの利用者(観光客)が増加しており、安全な交通確保が図られた。	A2	必要な事業と認めるが、積雪状況を見極めながら事業を進めていく必要がある。
71071	VI	②	②	都市整備部	(新市・外)道路修繕事業(水沢)	毎年多くの地区要望等が寄せられる中で、少しでも市民要望に応えるべく本事業により工事を実施するものである	喫緊に改善を行わなければならない道路施設の修繕	政策	有	4415	A	新市建設計画実施計画に則して進められている。	A2	必要な事業と認める。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
72034	VI	㊦	②	都市整備部	前沢駅東西交通路維持管理事業	駅利用者の安全と利便性を確保し、街の東西交流を促す。	JR前沢駅と合築整備された東西交通路を維持管理する。(機器、設備の保守点検、清掃等)	経常	無	4221	A	計画どおり予算執行された。駅利用者等の利便性の確保のため今後も必要である。	A2	必要な事業と認めるが、より経費削減に努める必要がある。
11016	VI	㊦	①	総務企画部	(新市・追加)胆沢ダム周辺整備事業	平成25年度に完成した胆沢ダムの周辺整備を行い、地域振興に資するもの。	奥州市胆沢ダム周辺整備計画(実施計画)に基づく胆沢ダム周辺整備(おろせ広場、石淵広場、馬留広場、奥州湖眺望台、奥州湖交流館)	政策	有	392	A	周辺整備事業はダム周辺を観光資源の一つと捉えハード面の整備をするもの。整備後はソフト面の充実も必要となること。	A2	必要な事業と認める。
72004	VI	㊦	①	都市整備部	都市景観形成事業	市民、事業者、行政の協働により、市の良好な景観を保全・育成し、また改善を通じた新たな価値を創出し、地域の活性化を図るもの。	平成23年度 景観形成基本方針作成 平成24年度 景観計画素案作成 平成25年度 景観計画の策定及び条例の制定 重点地区に位置づけられている平泉文化周辺地区内の住民に対し、道路に面する宅地部分に設置する生垣及び板塀の補助事業を実施していく	政策	無	38	A	シンポジウムや広報による景観意識の醸成を図った。	B1	必要な事業と認めるが、補助金のあり方については、世界遺産の追加登録に関する今後の動向を注視しながら進める必要がある。
72008	VI	㊦	①	都市整備部	生け垣設置事業費補助金	生け垣の設置を促進し、景観の美化を図る。	生け垣の設置に係る材料費の補助 ※H25、H26、H27各年度1件の助成	政策	無	50	C	H27年度に事業廃止の周知を行い、H27年度末をもって事業を廃止した。	C1	事業の廃止は適当であると認める。
72009	VI	㊦	①	都市整備部	水沢駅東駐車場維持管理事業	水沢駅利用者の利便性を図る	駐車場の維持管理	経常	無	1007	A	予算内で良好に管理されており、利用者も前年ペースで推移している。	B2	機器更新と併せ、民間運営も含め、今後のあり方を検討する必要がある。
72010	VI	㊦	①	都市整備部	水沢江刺駅周辺維持管理事業	水沢江刺駅周辺の維持管理	水沢江刺駅周辺(公衆トイレ含む)の維持管理	経常	無	1231	A	管理は予算内で適切に行われている。	B2	必要な事業と認められるが、市の玄関口としての活用を踏まえた計画的な施設整備及び管理の方針を検討する必要がある。
72011	VI	㊦	①	都市整備部	水沢駅西駐車場維持管理事業	駅周辺利用者の利便性を図る	駐車場の維持管理	経常	無	175	C	利用者の減少により平成27年10月で事業を廃止後、街路事業の代替地として売却した。	C1	事業の廃止は適当であると認める。
72012	VI	㊦	①	都市整備部	児童遊園管理事業	児童の遊び場の確保	児童遊園の維持管理 ※水沢41箇所、前沢2箇所	経常	無	2298	B	予算内で適切に管理されているが、利用者が少ないもの。	B1	今後の管理手法について、早急に地元と協議・検討をする必要がある。
72013	VI	㊦	①	都市整備部	農村公園維持管理事業	農村地域の憩いの場の確保	農村公園の維持管理 ※市内48箇所	経常	無	8966	B	予算内で適切に管理されているが、利用者が少ないもの。	B1	今後の管理手法について、早急に地元と協議・検討をする必要がある。
72014	VI	㊦	①	都市整備部	大師山森林公園維持管理事業	森林公園利用者の快適性安全性の確保	森林公園の維持管理	経常	無	3863	C	予算内で適切に管理されているが、利用者数が減少している。老朽化した施設は廃止する。	C1	利用されていない機能の廃止は適当と認める。公園自体についても、その存廃について検討する必要がある。
72015	VI	㊦	①	都市整備部	水沢駅前広場環境整備事業	水沢駅前広場の環境整備	清掃、放置自転車整理等	経常	無	1514	A	予算内で適切に管理されている。	A2	市の玄関口として、快適な広場を維持していくことは必要であると認める。
72016	VI	㊦	①	都市整備部	公園管理事業(経常)	公園利用者の快適性、安全を図る。	公園の維持管理	経常	無	51945	A	予算内で適切に管理されている。	B1	必要な事業であることは認めるが、管理の手法について地元と協議しながら検討する必要がある。
72017	VI	㊦	①	都市整備部	釣り公園維持管理事業	公園の維持管理	公園の維持管理	経常	無	1259	C	利用者が著しく少なく、目的が達成されていない。	C1	利用されない施設の廃止は適当と認めるが、最低限の管理のあり方について、早急に検討する必要がある。
72018	VI	㊦	①	都市整備部	水辺プラザ維持管理事業	公園利用者の快適性、安全を図る。	公園の維持管理	経常	無	817	B	予算内で計画的に執行しているが、利用者が少ない。水沢地区水辺プラザは用地問題があり廃止を検討。(岩手河川国道事務所との調整が必要)	B1	廃止を含めた管理の方針について、早急に検討する必要がある。
72026	VI	㊦	①	都市整備部	都市計画総務費(政策)	武家屋敷など藩政時代の歴史的建築物が数多く残る大畑地区において、市民の景観形成に対する意識を醸成し、歴史的景観の保全、修景を推進する。また、5年に一度の都市計画基礎調査を実施する。	板塀や生け垣の設置に対する補助及び都市計画基礎調査の実施	政策	無	1739	B	この事業の活用により、大畑地区の景観は市を代表する町並みとなっている。今後も保全は必要であるが、制度的に開始から20年を経ており、H27年度に廃止の周知を行い、H28年度に補助金事業を廃止した。	B2	補助金の廃止については、適当であると認める。
72028	VI	㊦	①	都市整備部	歴史公園えさし藤原の郷管理事業	市の観光拠点であるこの施設は奥州藤原文化を体験できる有料公園であり、100棟を超える平安木造建築群は時代考証に基づき藤原黄金文化を再現している。NHK大河ドラマをはじめ、数多くのテレビ番組や映画のロケ地として定着してきており、ロケ誘致、各種イベントにより誘客を図る目的で施設の良好な維持管	藤原の郷の備品更新及び施設改修、修繕工事	政策	有	33229	A	歴史の伝承だけでなく、映画、ドラマ等にも利用され、また独自イベント等による誘客により重要な観光資源となっている。	B1	必要な事業と認めるが、今後は、事業の圧縮及び指定管理者の負担についても協議していく必要がある。
72029	VI	㊦	①	都市整備部	歴史公園えさし藤原の郷管理事業	市の観光拠点であるこの施設は奥州藤原文化を体験できる有料公園であり、100棟を超える平安木造建築群は時代考証に基づき藤原黄金文化を再現している。NHK大河ドラマをはじめ、数多くのテレビ番組や映画のロケ地として定着してきており、ロケ誘致、各種イベントにより誘客を図る目的で施設の良好な維持管	藤原の郷の施設整備工事	政策	有	7985	A	新市追加事業として認められ9月補正にて予算措置し、計画的に執行し、完了した。	B1	必要な事業と認めるが、今後は、事業の圧縮及び指定管理者の負担についても協議していく必要がある。

大綱 VI 安全で心地よい生活空間のまちづくり ～都市環境の整備～

管理番号	大綱	基本施策	施策	担当部	事業名	事業目的	事業内容	政策/経常	新市建設計画	H27事業費(決算)	一次評価	一次評価コメント	総合的評価	総合的評価コメント
72030	VI	③	①	都市整備部	フラワーロード事業補助金	水沢フラワーロードの花壇運営による環境美化、保全を啓発し、併せて協働の取り組みを通じてコミュニティの醸成を図る。	水沢フラワーロードの花壇の運営 花苗等の材料費、花壇耕起等の作業委託費等	政策	無	425	A	委員会にて計画した事業が、適切に実施された。	B1	地域主体の事業となるよう、検討する必要がある。
72040	VI	③	①	都市整備部	都市公園施設長寿命化事業	老朽化した都市公園施設の計画的な更新を図り、安全安心な状況を維持する。	H26年度に策定した都市公園長寿命化計画に基づき、H27～H36年度の10年間で都市公園施設(体育施設とトイレを除く)の計画的な更新を行う。	政策	無	8140	A	計画どおり予算執行された。	A2	必要な事業と認めるが、長寿命化計画に基づいた計画的な整備をしていく必要がある。
72043	VI	③	①	都市整備部	公園管理事業(政策)	公園管理事業(政策)	乙女川遊歩道沿いの木柵の改修(既存の木柵を撤去し、金属製転落防止柵を設置) L=1,500m(H26:200m、H27:201m) 向山公園駐車場用地(借地分)の買い取り(H27取得済)	政策	無	5422	A	計画どおり予算執行された。	B1	必要な事業と認めるが、木柵改修については、景観にも配慮する必要がある。
72044	VI	③	①	都市整備部	見分森公園整備事業	見分森公園の老朽化した施設の更新、改築を実施し、維持管理経費の軽減を図る。	漏水が頻発している水道管を更新 レストハウスを改築して管理棟とし、老朽化の著しい鹿鳴荘は解体撤去する。	政策	無	18034	A	計画どおり予算執行された。	A2	必要な事業と認めるが、計画的に維持管理をしていく必要がある。
52001	VI	④	①	農林部	国土調査事業	国土の実態を科学的且つ総合的に調査し、地籍の明確化を図るとともに国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資する。	対象地区の土地所有者に対し地籍調査の説明会を開催し、その後立会通知を発送する。 土地所有者等の立会のもと、一筆毎の土地について、所有者、地番及び地目の調査並びに境界を確認し、境界標識を設置する。測量会社に地積測量を委託し、地籍図及び地籍簿に作成する。その成果を国の認証を受け、登記所へ送付する。 平成26年度一筆地調査実施区域 水沢区中田町、真城字大槻の一部 江刺区梁川字大尻、藤里字平場の一部	政策	無	33034	A	地籍の明確化を図るとともに国土の開発及び保全並びにその利用の高度化が図られた。	B1	必要な事業と認める。今後も実行計画に基づき、計画的に努める必要がある。
52002	VI	④	①	農林部	国土調査成果活用事業	地籍調査の成果について維持管理し、最新データの提供を図る。	地籍調査が完了した地域の成果について維持管理の上、最新データを提供する。	政策	無	1752	A	地籍調査成果の維持管理及び最新データの提供が図られた。	A2	必要な事業と認める。
72003	VI	④	①	都市整備部	都市計画道路見直し業務	現都市計画道路の骨格が出来てから30年以上経過しており、長期未整備の都市計画道路もあることから路線の必要性や配置の妥当性を検証し、都市計画道路を見直し良好な都市環境の形成を図るものである。	岩手県が策定した都市計画道路見直しマニュアルにより、交通量推計や路線の費用対効果を算出し、都市計画道路の廃止も含めた検証を行う。	政策	無	7401	A	都市計画道路網見直しに係る業務委託を行い、交通量推計・道路網への影響整理・見直しカルテ作成・見直し路線の抽出を実施した。	A2	必要な事業と認める。
72031	VI	④	①	都市整備部	都市計画総務費(経常)	都市計画事業の執行	特定事業に属さない課内一般の庶務事務経費。 都市計画法に基づく都市計画審議会の運営、その他、旅費、需用費、公用車維持管理経費、電算システム関連経費、各種団体会費等。	経常	無	6554	A	都市計画事業実施に必要な経費である	A2	必要な事業と認めるが、より経費削減に努める必要がある。
72032	VI	④	①	都市整備部	都市計画用途地域の見直し業務	将来の土地利用方針に基づき、現況及び動向等を勘案しながら適正な土地利用にあわせて用途を指定することにより、良好な都市環境の形成を図るものである。	適正な市街地を形成、誘導するため、都市計画マスタープランに基づき、都市計画用途地域を見直す。	政策	無	2160	A	都市計画用途地域変更に係る図書作成等の業務委託を行い、県と事前協議を行った。	A2	必要な事業と認める。